

資料 5. 文化財レスキュー事業実施に係る旅費の支払いについて  
(文化財レスキュー事業構成団体宛通知文)

平成 23 年 8 月 3 日

文化財レスキュー事業構成団体 各位

東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会  
委員長 亀井伸雄

文化財レスキュー事業実施に係る旅費の支払いについて

本レスキュー事業実施に係る旅費については、4 月 15 日に開催した委員会会合において各構成団体が賄うこととして事業をスタートさせました。以来 3 カ月半の長きにわたり、各構成団体には多大なご負担をおかけして参りましたが、このたび文化庁による助成事業が採択され、8 月 1 日より本委員会から本レスキュー事業構成団体が派遣する専門家等の旅費の支払いが可能となりました。

本助成事業経費による旅費の支払いは、以下のように適用されます。

1. レスキュー事業構成団体に所属する専門家等のすべての派遣に係る旅費を負担する。
2. レスキュー事業構成団体の依頼により、または委員会事務局の判断により、委員会事務局から別途協力要請を出した団体または個人の専門家等の派遣に係る費用を負担する。
3. 事業構成団体が独自に募集する一般人のボランティアについては対象としない。

つきましては、旅費の事務取扱について別添「文化財レスキュー事業旅費について」のとおりとさせていただきます。なお、対象とする活動は委員会としての事業であることが必須でありますので、必ず事前に委員会事務局に旅行伺いを提出してください。

了承した出張計画に基づき、派遣依頼を出しますので、承諾書と併せて旅行依頼伺いを提出してください。

取扱は原則、救援委員会本部を置く独立行政法人国立文化財機構の旅費規程に依って行いますので、よろしく願いいたします。

以上